

留総総第383号
令和2年2月12日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成31年2月28日付留監第154号で報告のあったこのことについて、定期
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1
99条第12項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

(1) 補助金等交付要綱について

① 要綱等の制定、見直しについて

要綱等の制定、見直しについて、留萌市補助金等交付規則に基づき、要綱等の全体の見直しや整理を行い、適正な事務処理に努める。

② 補助金等の算定方法について

引き続き、適正な事務処理に努める。

③ 補助金等の対象範囲について

補助金等の対象範囲について、補助対象となる条件を明確にするとともに透明性の確保を図り、適正な事務処理を行う。

④ 補助金等関連様式について

要綱等と様式との整合性、様式内容について整理を行い、適正な事務処理に努める。

(2) 提出書類について

① 提出書類

提出書類の確認作業について、チェック体制の構築・強化を図り、適正な事務処理に努めるとともに、申請書類等は補助事業者へ適切に指導する。

② 提出時期・事業着手時期

事業の性質や緊急性から事前着手が必要となる補助事業については、各要綱等において、「事前着手が可能であること」、「その手続き」について整理を行う。

また、その場合において、交付決定が行われるまで、補助金等の交付が確約されるものではないことを補助事業者へ通知する。

(3) 交付事務について

① 決定書及び通知書類について

未記載・誤記載・公印の押印漏れが無いよう、事務処理を適正に行う。

また、決裁にもっては、決定書を用い、留萌市事務決裁規程に基づき適正な事務処理に努める。

② 指令番号について

適正な事務処理を行う。

③ 概算払いについて

概算払いが必要な場合は、理由を明確にし、留萌市事務決裁規程に基づき事務処理を確実にを行う。

また、各要綱について、あらかじめ定めるよう検討する。

④ その他

行政側の事情により、補助事業者が不利益を被らないよう、留萌市補助金等交付規則に基づき、適切な事務処理に努める。

また、要綱等において、市長が特に認める経費を補助対象とする場合は、事務処理を適正に行い、透明性の確保を図る。

(4) 実績報告書について

実績報告書の未提出について、補助事業者への指導を徹底して行う。

また、内容の不備について、確認作業を組織内で連携して行い、適正な事務処理に努めるとともに、補助事業者への指導を適正に行う。

(5) 支出事務について

請求書の不備について、確認作業を徹底するとともに補助事業者への指導に努め、適正な事務処理を行う。

(6) その他

規則・要綱等で規定されている補助事業に関する事項の公表・公開が確認できないもの、補助事業者となる団体の組織が確立されていないものについて、規則・要綱等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、補助事業者への指導を徹底する。

補助がなくても事業実施が可能と思われる補助事業等について、目的や実施内容、経理状況等を精査した上で、補助等の必要性について検討する。

留市教学第259号

令和元年6月17日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市教育委員会教育長 武 田 浩 一

平成30年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成31年2月28日付け、留監第154号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（学校教育課庶務係）

平成30年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会学校教育課

1 北光中学校閉校事業実行委員会補助金

- ・ 留萌市補助金等交付規則に基づく適正な手続きによる事務処理を要望する。(未記載、不明瞭な点多々ある。)【監査の結果(2)①】

令和元年度から上記規則に基づき、適正に処理する。

- ・ 当該事業から惜別の会への補填は不適切。【監査の結果(1)③】

令和元年度から留萌市立小・中学校の閉校にかかる事業実行組織への補助金に関する基準に基づき、適正に処理する。

2 中体連参加費補助金

- ・ 各様式で“市長名”と“教育長名”が混在している。地方自治法第180の6により、教育長は予算執行の権限を有しておらず、留萌市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則においても当該補助金の予算執行については、補助執行にとどまることから、交付決定等も“市長名”で行うものとする。【監査の結果(3)①】

平成30年度中に様式を改正し、令和元年度から適正に処理する。

- ・ 決定書(交付決定)の決定日・施行日未記載。【監査の結果(3)①】

平成30年度から適正に処理している。

- ・ 実績報告書中、補助対象経費の内訳が不明である。補助対象経費の支出内訳は明確にしておくべきである。【監査の結果(1)③】

平成30年度から内訳の添付を求め、適正に処理する。

- ・ 中体連留萌市事務局の組織が確立されていない。(規約等なし。役職の規定なし。)【監査の結果(6)】

令和元年度から、要綱第3条のとおり中学校の学校長の代表が申請・補助金受領をするよう適正に処理する。

- ・ 補助対象者について、要綱第3条で“補助金の交付対象となる大会等に参加する中学校の学校長の代表とする”とあるが、実際には中体連留萌市事務局が申請・補助金受領等をしている。要綱見直しの検討が必要と思われる。【監査の結果(1)】①

令和元年度から、要綱第3条のとおり中学校の学校長の代表が申請・補助金受領をするよう適正に処理する。

3 遠距離通学費補助金

- ・ 補助金交付確定後、期間を変更しているものが見受けられたが、要綱第6条に規定する変更の手続きがされていないので、適正な事務手続きを要望する。【監査の結果(3)】④

令和元年度以降、変更があった場合には適正に処理する。

- ・ 交付額確定通知書に確定額を記載する箇所が無いので整理が必要。また、交付額を確定する手続きがされていないので、適正な事務手続きを要望する。【監査の結果(3)】①

令和元年度から様式を改正するとともに、交付額の確定については平成30年度から適正に処理する。

- ・ 交付決定について、通知文の余白で決裁処理しているが、決定書で処理すべきである。【監査の結果(3)】①

平成30年度から決定書で適正に処理している。

- ・ 地方自治法第180の6条により、教育長は予算執行の権限を有しておらず、留萌市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則においても当該補助金の予算執行については補助執行にとどまることから、交付決定等も市長名で行うものとする。【監査の結果(3)】①

令和元年度から適正に処理する。

4 冬期バス通学費補助金

- ・ 実績報告書が未提出である。事務手続きについて適切な処理を要望する。【監査の結果(4)】

様式に誤りがあったため平成30年度から適切に処理する。

- ・ 購入証明書の学校・教育委員会記入欄及び発行番号欄が未記載であり、活用されていない。不必要であれば整理されたい。【監査の結果(4)】

平成30年度から記載し、適正に処理している。

- ・ 交付決定について、通知文の余白で決裁しているが、決定書で処理すべきである。【監査の結果(3)】①

平成30年度から決定書で適正に処理している。

- ・ 補助金の交付額の確定の手続きがされていない。事務手続きについて適切な

処理を要望する。【監査の結果（3）】①

平成30年度から適正に処理する。

- ・ 要綱に遠距離通学費補助金受給者を対象外とする規定が必要と思われるので、検討されたい。【監査の結果（1）】①

平成30年度中に要綱を改正し、令和元年度から適正に処理する。

- ・ 交付決定及び交付額確定通知の公印の押印漏れ。【監査の結果（3）】①

平成30年度から適正に処理する。

- ・ 要綱に規定している様式について、全体的に見直しや整理を検討するべきである。【監査の結果（1）】①

（留萌市冬期通学費補助金実績報告書 … 報告日の記載箇所なし）

（留萌市冬期通学費補助金交付確定通知書 … 確定額の記載箇所なし）

（留萌市冬期通学費購入証明書 … 要綱の規定なし。）

（冬期バス実施報告書 … 要綱の規定なし。）

平成30年度中に様式を改正し、令和元年度から適正に処理する。

- ・ 地方自治法第180の6条により、教育長は予算執行の権限を有しておらず、留萌市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則においても当該補助金の予算執行については補助執行にとどまることから、交付決定等も市長名で行うものとする。【監査の結果（3）】①

平成30年度中に様式を改正し、令和元年度から適正に処理する。

5 中学校教育振興事業（留萌地方体育文化連盟負担金）

- ・ 当該連盟の規約について、実態と合っていない部分があるので、見直しを検討されたい。【監査の結果（6）】

連盟に規約の変更を依頼し、令和元年度から適正に処理する。

部課名：教育委員会生涯学習課

1 スポーツ振興事業（スポーツ振興助成金）

- ・ 申請書類の日付の未記載が見受けられる。（補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書）【監査の結果（2）】①
- ・ 申請関係書類の印鑑について、シャチハタを使用したものが見受けられる。請求書はシャチハタの使用不可（会計事務の手引き）としている。【監査の結果（2）】①
- ・ 『補助金事業等内容変更等承認通知書の送付について』の文書番号に未記載が見受けられる。【監査の結果（2）】①

- ・実績報告書類に誤りが見受けられるので、確認作業の強化を図られたい。【監査の結果（２）①】

今後は要綱に基づき、提出書類について適正に事務処理を行う。

- ・申請について、助成対象者の所属する学校長が申請しているものが見受けられる。要綱に申請者の規定が無いので、検討されたい。【監査の結果（１）①】

要綱の規定内容について検討し、令和元年度中に要綱の見直しを行う。

2 スポーツ合宿誘致事業（スポーツ合宿誘致助成金）

- ・地方自治法第180条の6により、教育長は予算執行の権限を有しておらず、留萌市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則において、当該補助金の予算執行については補助執行にとどまることから、交付決定等も市長名で行うものとする。【監査の結果（１）①】
- ・要綱第4条中、“前条第1項に規定する”を“前条に規定する”としたほうがよいと思われるので、検討されたい。【監査の結果（１）①】

要綱の内容について検討し、令和元年度中に要綱の見直しを行う。

3 芸術文化振興助成事業（芸術文化振興助成金）

- ・申請書類について、現在の規約が添付されていないものが見受けられた。【監査の結果（２）①】
- ・申請書と実績報告で、経費の配分や事業期間が大幅に変更されているものが見受けられるが、申請時に具体的な計画が策定されていないためと思われる。事業内容の確定後の申請であるべき。【監査の結果（２）①】
- ・領収書の不備（領収印漏れ、記載漏れ）や積算内容が不明瞭なものが見受けられる。適正な確認作業の徹底を要望する。【監査の結果（４）】
- ・申請から交付決定及び実績報告から額の確定までに日数が空き過ぎである。適切な事務処理を要望する。【監査の結果（３）④】
- ・決定書の文書番号欄の未記載が多数見受けられる。【監査の結果（３）①】

申請、交付事務については、今後は要綱に基づき適正に事務処理を行う。

部課名：教育委員会子育て支援課

1 母親クラブ活動費補助金

- ・決定書（額の確定）中、決定日・施行日・文書番号がいずれも未記載。【監査の結果（１）の④】

記載漏れ等が無いよう、確認・チェックを徹底する。

- ・提出書類（交付申請書、事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書）について、未記載、押印漏れ、金額の誤り、記載内容の誤りが見受けられる。所管の確認作業を強化し、クラブへの指導に重点を置いて、事務手続きを適正に処理されたい。【監査の結果（２）の①】

補助金の申請団体である母親クラブに対して、適切な書類申請を指導し、事務手続きの適正化を図る。

- ・ 事業報告書及び収支決算報告の記載方法について、各クラブで違い、統一されていないので、各クラブへ記載方法について指導されたい。

【監査の結果（２）の①】

補助金の申請団体である母親クラブに対して、適切な書類申請を指導し、書類記載方法などの適正化を図る。

- ・ 留萌市補助金等確定通知書の様式番号の誤り。（12号→11号）

【監査の結果（１）の④】

留萌市補助金等交付規則に基づき、適切に処理する。

- ・ 交付要綱に、事前着手の取扱いについて定められていない。

【監査の結果（１）の①】

母親クラブ活動費補助金交付要綱を見直し、事前着手の取り扱いを定める。